【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月15日
【会社名】	株式会社ドリームインキュベータ
【英訳名】	Dream Incubator Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　堀　紘一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
【電話番号】	（03）5532－3200
【事務連絡者氏名】	執行役員　原田　哲郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
【電話番号】	（03）5532－3200
【事務連絡者氏名】	執行役員　原田　哲郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成28年６月13日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年６月13日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

コーポレートガバナンス体制のさらなる強化による企業価値の向上を目的とし、グローバルな視点から国内外のステークホルダーの期待に応えるべく、「監査等委員会設置会社」に移行するため、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。また、現行定款第42条（監査役の責任免除）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものであります。

第２号議案 監査等委員でない取締役２名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、現任取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員でない取締役として、堀紘一及び山川隆義の２氏を選任するものであります。

第３号議案 監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役として、上野征夫、橋都浩平及び松木和道の３氏を選任するものであります。

第４号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、内田成宣氏を選任するものであります。

第５号議案 監査等委員でない取締役報酬額決定の件

当社の取締役報酬額は、平成12年10月３日開催の臨時株主総会において年額３億円以内、及び平成26年６月12日開催の第14回定時株主総会において株式報酬の付与についてご承認をいただき現在に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、監査等委員でない取締役の報酬額を、年額３億円以内及び平成26年６月12日開催の第14回定時株主総会においてご承認頂いた株式報酬と定めるものであります。

第６号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、年額6,000万円以内と定めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権・無効数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合 (%)
第１号議案 定款一部変更の件	72,458	992	0	(注) １	可決　98.65
第２号議案 監査等委員でない取締役２名選任の件					
堀紘一	69,960	3,490	0	(注) ２	可決　95.25
山川隆義	69,963	3,487	0		可決　95.25
第３号議案 監査等委員である取締役３名選任の件					
上野征夫	72,179	1,271	0		可決　98.27
橋都浩平	72,181	1,269	0	(注) ２	可決　98.27
松木和道	70,810	2,640	0		可決　96.41
第４号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件	73,227	223	0	(注) ２	可決　99.70
第５号議案 監査等委員でない取締役報酬額決定の件	73,154	296	0	(注) ３	可決　99.60
第６号議案 監査等委員である取締役報酬額決定の件	73,183	267	0	(注) ３	可決　99.64

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
３．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権及び無効の確認ができていない議決権数は加算しておりません。